

## 熊本県情報公開審査会答申の概要 (平成20年12月25日付け答申第98号)

### 1 事案の概要

H18.11.6 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事（担当課は上益城地域振興局農業振興課）に対し、次の文書の開示を請求

上益城地域振興局農業振興課が平成17年度に許可及び不許可とした農地法第3条許可申請書等

H18.11.20 知事 この請求に対し次の文書を特定し、それぞれについて開示・不開示を決定

農地法第3条許可に係る許可申請書及びその添付書類、農業委員会意見書並びに当該許可指令書（33件分）  
申請者等の個人情報及び農地の取引価格等の事業を営む個人の情報等を除き開示（部分開示）

H18.11.22 異議申立人 この部分開示決定を不服として知事に対し行政不服審査法に基づき異議申立て（33件）

H18.12.22 知事 これらの異議申立てについて、一括して「熊本県情報公開審査会」に諮問

今回の答申は、この諮問に対するものである。

### 2 当事者の主張

#### (1) 異議申立人

平成14年の答申第75号に基づき知事が行った決定どおり開示することを求める。実施機関の決定は条例を誤って適用し、条例や先例に違反している。

#### (2) 実施機関

本件と同様の異議申立て案件についての答申(答申第75号及び第87号)の内容を踏まえ、部分開示決定を行った。

### 3 審査会の判断

不開示とされた部分の一部は、開示することが妥当である。

過去に行った同様の異議申立て案件についての答申の考え方は、農業経営に直接関係する情報については、条例第7条第3号（法人等に関する情報）により判断し、農業経営に直接関係しない個人に関する情報については、同条第2号（個人に関する情報）により判断するというものであり、この考え方は相当であると考えられる。この考え方に基<sup>づ</sup>いて判断すると、事業を営む個人に関する情報で、開示しても当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない農作業従事日数等は開示するのが妥当である。

諮問実施機関	: 熊本県知事（上益城地域振興局農林部農業振興課）
諮問日	: 平成18年12月22日
答申日	: 平成20年12月25日（答申第98号）
事案名	: 農地法第3条許可関係文書の部分開示決定に関する件（諮問第139号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に行った農地法（昭和27年法律第229号）第3条許可に係る許可申請書及び農業委員会意見書（以下「本件行政文書」という。）について行った部分開示決定のうち、別表1の「開示すべき部分」欄に掲げるものについては、開示することが妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成18年11月6日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、別表2中A欄に記載する行政文書の開示請求を行い、これに対し実施機関は、同表中B欄の行政文書を特定し、平成18年11月20日、条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由として、部分開示とする決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 2 平成18年11月22日、異議申立人は、本件部分開示決定に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、同表中C欄に記載する項目の開示を求める異議申立て33件を行った。
- 3 実施機関は、これらの異議申立てに対する決定を行うに当たり、平成18年12月22日、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立てをした部分について、平成14年10月22日付け熊本県情報公開審査会答申第75号（以下「答申第75号」という。）に基づき平成14年11月11日付けで実施機関が行った行政文書の開示請求に係る異議申立てについての決定どおり開示を求めるとい

うものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成14年の情報公開審査会答申に基づき知事が行った決定どおり開示することを求める。異議申立てに係る処分は条例を誤って適用し、条例や先例に違反している。
- (2) 上記答申及び決定では、農地法第3条許可申請書の「権利設定移転の理由」、「世帯員の職業」、農業委員会意見書の「譲渡の理由」を「個人の事業に関する情報」としている。しかしながら、本件情報開示においては、これらの情報は「個人情報」として条例第7条第2号が適用され、非開示となっている。情報の性格を誤るとともに、適用条項も誤るという二重の過失を犯していると言わざるを得ない。
- (3) 農地法第3条許可申請書の内容は農業経営の実態が求められている。即ち、記載される情報（許可処分の要件）は農業経営情報だから、個人に関する情報であっても基本的には農業という事業情報である。
- (4) 農地法第3条許可処分の権限が、平成19年度より市町村農業委員会に移ったので甲佐町農業委員会に開示請求したところ、実施機関の決定や審査会の答申とは反対の開示・非開示という結果が出ている。

行政機関の違いによって結果が180度違ってもいいのか。日本国憲法第14条1項が保障している「法の下での平等」はどうなるのか。

- (5) 本件諮問は無効である。異議申立書に、行政不服審査法第25条ただし書きの規定に基づき口頭で意見を述べる機会を与えるよう記載しているが実施機関はその機会を与えないまま諮問を決定している。これは同条ただし書きに違反している。

また、答申第87号、91号も同様に口頭で意見を述べる機会を与えないまま諮問されているので答申すべての効力が疑問視される。

貴審査会が本件諮問を却下し、異議申立てどおり開示するよう実施機関に勧告されることを求める。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で述べている内容の要旨は、おおむね次のとお

りである。

#### 1 農地法第3条許可について

(1) 農地に係る権利を取得し、又は移転する場合には、農地法第3条第1項の規定により農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この許可のない農地等の取引は、法的効力を有しない。

(2) 許可申請者（譲受人等及び譲渡人等）は許可申請書に連署して、添付書類と共に申請農地の所在する農業委員会へ提出する。

農業委員会は申請書類等を審査し、総会に諮り、当該申請書に農業委員会の意見書を添えて県（地域振興局）に提出する。

県は許可申請書等及び農業委員会意見書を審査し、知事名で許可又は不許可を行う。

(3) 審査に当たっては、農地法第3条第2項に規定する許可することができない場合に該当するかどうかを判断するが、許可申請書等の記載事項すべてが許可の判断基準となっているものではない。たとえば、職業に関する記載は審査事項ではなく、譲渡人に関する記載は、申請農地の所有者であること以外、審査の対象ではない。

譲受人本人が必ずしも耕作の事業を行う必要はなく、その世帯として耕作の事業を行うと認められる場合には農地に関する権利の設定又は移転が認められる。

#### 2 条例第7条第2号該当とした理由

答申第75号では、農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきであるが、農業経営に関する情報については条例第7条第3号により開示の要否を判断すべきとされており、本件諮問に係る開示決定は、この答申の内容を踏まえている。

この答申の中で具体的に検討されていない記述や項目については、「農業経営と直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号に該当し不開示とすべきである」という判断に従って更に開示の要否を判断すべきと考えて決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容から、本件部分開示決定の妥当性について調査、

審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、農地法第3条に係る農地の権利移転の許可に際して実施機関が作成・取得した文書のうち、上益城地域振興局管内分として許可を行ったものに関する許可申請書及び農業委員会意見書である。

(1) 許可申請書

許可申請書は、農地の権利移転の許可申請のため、農地法第3条第1項の規定により、譲渡人等及び譲受人等から連署で対象農地のある農業委員会へ提出され、実施機関に進達された文書である。

(2) 農業委員会意見書

農業委員会意見書は、許可申請に基づき対象農地のある町村の農業委員会が作成した文書であり、許可申請書と共に実施機関に提出された文書である。

2 答申第87号について

当審査会は、本件と同様の異議申立て案件について、平成14年10月に答申第75号、平成17年10月に答申第87号、平成19年1月に答申第91号及び第92号を行っている。

本件行政文書は上記のとおりのものであり、作成期間は異なるものの、その記載項目は答申第87号における対象文書と同様である。

同答申の考え方は、農業経営に直接関係する情報については、条例第7条第3号(以下単に「第3号」という。)により判断し、農業経営に直接関係しない個人に関する情報は条例第7条第2号(以下単に「第2号」という。)により判断するというものである。

本件諮問に伴い、当審査会で同答申の考え方を改めて審議したが、この考え方は相当であると考えられる。よって以下、同答申と同様の考え方に基づいて、今回異議申立てが行われた不開示部分の妥当性について検討する。

3 第2号該当性について

第2号は不開示情報として、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができ

るもの等と規定している。

本件行政文書のうち異議申立てが行われた部分は、実施機関が第2号に該当するとしていることから、まず、これらの部分が第2号に該当するかどうか検討する。

#### (1) 許可申請書

##### 「1」の「職業」欄

異議申立てが行われた部分は、農業関係以外の職業が記載された部分である。

ある個人がどのような職業を有するかという情報は個人に関する情報であり、原則としては第2号に照らして開示・不開示を判断すべきものであるが、行政文書の取得、作成目的に照らして当該文書に記載された職業が当該文書に係る個人の事業に直接関係する情報と認められる場合には、事業を営む個人の当該事業に関する情報として第3号に照らして開示・不開示を判断すべきものと考えられる。

これを本件についてみると、許可申請書は農地の権利関係の移転に関するものであり、職業として農業や兼農といった農業関係のものが記載されている場合は、事業情報として開示相当と考えられる。

一方、農業関係以外のものが記載されている場合は、これを農業を営む個人の当該事業に直接関係する情報と言うことはできず、原則どおり第2号に照らして開示・不開示を判断すべきと考えられる。実施機関の説明によれば、本件行政文書における申請者の職業に関する情報は許可の判断に必要な情報とされておらず、この観点からも申請者の職業に関する情報は、農業経営に直接関係する情報とは位置づけられていないものと考えられる。

以上のとおりであり、農業関係以外の職業は、第2号に該当し、不開示と判断することが相当である。

##### 「2」の「利用者氏名」欄

異議申立てが行われた部分は、申請当事者及び申請当事者以外の氏名である。

申請当事者以外の氏名は、申請当事者の農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

また、申請当事者の氏名は、農業経営に直接関係する情報と認めら

れ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、第3号により開示・不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

「3」の「権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄

異議申立てが行われた部分は、個人の収入、家族の状況や個人の意向に関する部分、経営状況、権利移転の状況等が単独又は組み合わせられて記載されている。

このうち経営状況に関する部分は、農業経営に直接関係する情報と認められ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、第3号により開示・不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

それ以外の部分は、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

「6」の「世帯員の職業」欄及び「農作業従事日数」欄

異議申立てが行われた部分は、世帯員の職業の中で農業関係以外の職業が記載された部分及び世帯員の農作業従事日数である。

農業関係以外の職業が記載された部分は、上記の判断と同じである。

また、世帯員の農作業従事日数は、農業経営に直接関係する情報と認められ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、第3号により開示・不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

「7」の「家畜の保有状況」欄

異議申立てが行われた部分は、譲受人の家畜の保有状況である。

当該部分は、農業経営に直接関係する情報と認められ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、第3号により開示・不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

## (2) 農業委員会意見書

「譲渡の理由」欄

異議申立てが行われた部分は、個人の収入、年齢、生活状況、健康状況に関する部分、個人の意向に関する部分等が単独又は組み合わせられて記載されている。

これらの部分は、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と認められ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

「譲渡人の氏名」欄

異議申立てが行われた部分は、死亡者の氏名である。

この部分は、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と認められ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

#### 4 第3号該当性について

第3号は、不開示情報として、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等と規定している。

以下、上記3(1)、及び で事業情報として第3号により開示・不開示を判断すべきとした事項について検討する。

##### (1) 許可申請書

「2」の「利用者氏名」欄の申請当事者氏名、「6」の「農作業従事日数」欄及び「7」の「家畜の保有状況」欄

これらは、申請当事者の事業に関する情報であり、開示しても事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため第3号に該当せず、開示することが相当である。

「3」の「権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄の経営状況に関する部分

当該部分は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の活動が損なわれるなど、正当な利益を害するおそれがあると考えられるため第3号に該当し、不開示とすることが相当である。

#### 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		渡邊 榮文
委	員	大脇 成昭
委	員	田中扶慈子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日	・ 諮問
平成 1 9 年 1 月 2 4 日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成 1 9 年 2 月 2 3 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 2 0 年 5 月 2 7 日	・ 審議
平成 2 0 年 6 月 2 5 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成 2 0 年 7 月 2 3 日	・ 審議
平成 2 0 年 8 月 2 7 日	・ 審議
平成 2 0 年 9 月 2 4 日	・ 審議
平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日	・ 審議

別表1

文書の種類	日付・申請者	項目	開示すべき部分
許可申請書	平成18年1月10日	「2」の「利用者氏名」欄	全て
許可申請書	平成17年4月8日	「6」の「農作業従事日数」欄	全て
許可申請書	平成17年9月7日	「7」の「家畜の保有状況」欄	全て

別表2

A: 開示請求した行政文書	B: 実施機関が特定した行政文書	C: 異議申立てがされた行政文書の名称及び対象項目 ( 案件により、異議申立てがされた対象項目及びその内容は異なる。 )
上益城地域振興局農業振興課が2005年4月1日から2006年3月31日の間に許可及び不許可とした農地法第3条許可申請書及び添付書類、農業委員会からの文書、許可指令書など関連する一切の文書	上益城地域振興局が平成17年4月1日から平成18年3月31日までに行った農地法第3条許可に係る次の行政文書(33件分) (1)許可指令書 (2)農地法第3条の規定による許可申請書(別紙(農業生産法人の要件に係る事項)を含む) (3)農業委員会意見書 (4)事業計画書 (5)耕作証明書(農地基本台帳記載事項証明書等) (6)審査の参考として添付された管轄外の農業委員会へ提出された申請書類の写し	(1)許可申請書 「1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年令」の「職業」欄 「2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称」の「利用者氏名」欄 「3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄 「6 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況(法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況)」の「職業」及び「農作業従事日数」欄 「7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況」の「家畜」欄 (2)農業委員会意見書 「譲渡の理由」欄 「譲渡人氏名」欄